

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道総務部手数料条例の一部を改正する条例……………（総務部総務課）	1
○北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例……（人事課）	1
○北海道税条例等の一部を改正する条例……………（税務課）	2
○特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条 例……………（税務課）	22
○北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例（保健福祉部総務課）	23
○北海道民生委員定数条例の一部を改正する条例……………（地域福祉課）	24
○北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例……………（子ども子育て支援課）	24
○北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例……………（経済企画課）	24
○北海道漁港管理条例の一部を改正する条例……………（漁港漁村課）	25
○北海道漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例……（漁港漁村課）	25
○租税特別措置法施行令の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 ……………（建設部総務課）	26
○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例……………（建設部総務課）	26
○北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例……………（維持管理防災課）	26
○河川法施行条例の一部を改正する条例……………（維持管理防災課）	26
○砂防法施行条例の一部を改正する条例……………（維持管理防災課）	27
○北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例……（維持管理防災課）	28
○北海道立都市公園条例の一部を改正する条例……………（都市環境課）	28
○北海道公共下水道条例の一部を改正する条例……………（都市環境課）	28
○北海道特定調達契約苦情検討委員会条例の一部を改正する条例 ……………（財務指導課）	29
○北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例……（警察本部会計課）	30

条 例

北海道総務部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月23日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道条例第2号

北海道総務部手数料条例の一部を改正する条例

北海道総務部手数料条例（平成12年北海道条例第2号）の一部を次のように改
正する。

別表9の項のＡ中「6,500円」を「6,600円」に改め、同項のイ中「4,500円」
を「4,600円」に改め、同項のウ中「3,600円」を「3,700円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月23日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道条例第3号

北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

（北海道知事等の給与等に関する条例の一部改正）

第1条 北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第9号）の一
部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

17 知事等の給料月額は、令和元年8月1日から令和5年4月22日までの間に
限り、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額に次の各号に掲げ
る区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 知事 100分の70

(2) 副知事 100分の87

18 令和元年8月1日から同年9月30日までの間における知事の給料月額は、
第3条第1項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される
給料月額から67万7,455円を減じた額とする。

19 令和元年12月に支給する知事の期末手当（第4条第1項後段の規定により支給される期末手当を含む。以下この項において同じ。）の額は、同条第2項及び附則第17項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から30万1,651円を減じた額とする。

（北海道公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正）

第2条 北海道公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和42年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

18 管理者の給料月額、令和元年8月1日から令和5年4月22日までの間に限り、第2条の規定にかかわらず、同条に定める額に100分の95を乗じて得た額とする。

（北海道病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正）

第3条 北海道病院事業管理者の給与等に関する条例（平成29年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

4 管理者の給料月額は、令和元年8月1日から令和5年4月22日までの間に限り、第2条の規定にかかわらず、同条に定める額に100分の95を乗じて得た額とする。

（北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第4条 北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和32年北海道条例第89号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

21 教育長の給料月額は、令和元年8月1日から令和5年4月22日までの間に限り、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額に100分の92を乗じて得た額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に定める額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年8月1日から施行する。

（北海道知事等の退職手当に関する条例の一部改正）

2 北海道知事等の退職手当に関する条例（昭和62年北海道条例第20号）の一部

を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

10 副知事、公営企業管理者及び病院事業管理者が令和元年8月1日から令和5年4月22日までの間に退職した場合における退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、北海道知事等の給与等に関する条例附則第17項、北海道公営企業管理者の給与等に関する条例附則第18項及び北海道病院事業管理者の給与等に関する条例附則第4項の規定の適用がないものとした場合の額とする。

北海道税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月23日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第4号

北海道税条例等の一部を改正する条例

（北海道税条例の一部改正）

第1条 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫」に、「（これら）を「又は単身児童扶養者（法第23条第1項第12号の2に該当する者をいう。）（これら）に改める。

第28条の3第1項中「第48条」を「第739条の5」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第28条の5の見出し及び第28条の6の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第30条中「第42条第3項」を「第739条の4第2項」に、「によって」を「により」に改める。

第32条第1項第2号から第4号までの規定中「によって」を「により」に改め、同項第5号中「によって」を「により」に、「還付し、又は充当した」を「還付した」に改める。

第36条の2第1項中「を含む。）には」を「には」に、「第66条の4第21項第1号（」を「第66条の4第27項第1号（」に改め、同項ただし書中「第66条

の4第21項第1号」を「第66条の4第27項第1号」に改める。

第36条の3第1項中「第68条の88第22項第1号」を「第68条の88第28項第1号」に改める。

第38条の2第2項中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。

第39条第1項中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改め、同項第1号ウ中「によって」を「により」に改め、同号ウの表中「100分の1.9」を「100分の0.4」に、「100分の2.7」を「100分の0.7」に、「100分の3.6」を「100分の1」に改め、同項第2号中「によって」を「により」に改め、同号の表中「100分の5」を「100分の3.5」に、「100分の6.6」を「100分の4.9」に改め、同項第3号中「によって」を「により」に改め、同号の表中「100分の5」を「100分の3.5」に、「100分の7.3」を「100分の5.3」に、「100分の9.6」を「100分の7」に改め、同条第2項中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に、「100分の1.3」を「100分の1」に改め、同条第3項第1号ウ中「100分の3.6」を「100分の1」に改め、同項第2号中「100分の6.6」を「100分の4.9」に改め、同項第3号中「100分の9.6」を「100分の7」に改める。

第42条の2第1項中「第66条の4第21項第1号」を「第66条の4第27項第1号」に改める。

第42条の3第1項中「第68条の88第22項第1号」を「第68条の88第28項第1号」に改める。

第43条の3第1項中「第7条の」を「で定める」に改める。

第43条の3の2第3項中「第7条の2に定める」を「で定める」に改める。

第43条の4の2第1項中「第40条の3の3第16項第1号」を「第40条の3の3第22項第1号」に改める。

第44条の10の6の見出し中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改め、同条第1項中「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体又は」を削り、「「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に、「第4条第3項第1号ロに規定する農地売買等事業又は同法」を「（昭和55年法律第65号）」に改め、「それぞれ」を削り、「当該期間」を「当該貸付期間」に、「第6項において「農地売買等事業等」を「以下この項及び第6項において「農地売買事業」に、

「にあつては」を「には」に、「（これらの土地の取得の日」を「（同日」に、「土地改良法による」を「土地改良法第2条第2項に規定する」に、「同法第2条第2項第2号」を「同項第2号」に、「当該事業」を「当該農地売買事業」に、「当該農地利用集積円滑化団体等」を「当該農地中間管理機構」に改め、同条第2項中「定める」を「規定する」に、「には、当該取得の日」を「には、同日」に改め、同条第4項中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改め、同条第6項中「農地売買等事業等」を「農地売買事業」に改める。

第46条の2第2号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

第63条の3第1項第1号ア中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準（法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第1号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準（法第149条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第1号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第63条の3第1項第1号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)中「第149条第1項第4号イ(3)」を「第149条第1項第4号イ(2)」に、「。」以上」を「。以下この項及び次項において同じ。）以上」に改め、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号エ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排

出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

第63条の3第1項第1号エ(イ)を削り、同号エ(ウ)を同号エ(イ)とし、同号エを同号オとし、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第63条の3第1項第1号ウ(イ)を削り、同号ウ(ウ)を同号ウ(イ)とし、同号ウを同号エとし、同号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第63条の3第1項第1号イ(イ)を削り、同号イ(ウ)中「第149条第1項第4号ロ(3)」を「第149条第1項第4号ハ(2)」に改め、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4

分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

第63条の3第1項第2号中「第149条第1項第5号に規定する軽油自動車をいう。次項第2号」を「第149条第1項第6号に規定する軽油自動車をいう。次項第3号」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年輕油軽中量車基準（法第149条第1項第6号イに規定する平成30年輕油軽中量車基準をいう。次項第3号において同じ。）に適合すること。
- b 平成21年輕油軽中量車基準（法第149条第1項第6号イに規定する平成21年輕油軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第3号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

第63条の3第1項第2号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成28年輕油重量車基準（法第149条第1項第6号ニ(1)(i)に規定する平成28年輕油重量車基準をいう。次項第3号ウ(ア)において同じ。）に適合すること。
- b 平成21年輕油重量車基準（法第149条第1項第6号ニ(1)(ii)に規定する平成21年輕油重量車基準をいう。以下この号及び次項第3号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

第63条の3第1項第2号エを削り、同号オを同号エとし、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（法第149条第1項第5号に規定する石油ガス自動車をいう。次項第2号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定

めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準（法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第2号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準（法第149条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第2号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

第63条の3第2項第1号ア中「乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラック」を「営業用の乗用車」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2

分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第63条の3第2項第1号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

第63条の3第2項第1号ウ(イ)を削り、同号ウ(ウ)を同号ウ(イ)とし、同号ウを同号オとし、同号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第63条の3第2項第1号イ(イ)を削り、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排

出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

- (イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

第63条の3第2項第2号ア(ア)を次のように改める。

- (ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

第63条の3第2項第2号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号ウ(ア)を次のように改める。

- (ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

第63条の3第2項第2号エを削り、同号オを同号エとし、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

- (イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第63条の3第4項中「及びイ」を「からウまで」に、「第1号アに」を「第1号アからウまでに」に改め、同項の表第1項第1号ア(ウ)の項中「第1項第1号ア(ウ)」を「第1項第1号ア(イ)」に、「第149条第1項第4号イ(3)」を「第149条第1項第4号イ(2)」に、「をいう」を「をいう。以下この項及び次項において同じ」に、「次項第1号ア(ウ)」を「次項第1号」に改め、同項の次に次のように加える。

第1項第1号イ(イ)	平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165
------------	----------------------------	----------------------------

第63条の3第4項の表第1項第1号イ(ウ)の項中「第1項第1号イ(ウ)」を「第1項第1号ウ(イ)」に、「第149条第1項第4号ロ(3)」を「第149条第1項第4号ハ(2)」に改め、同表第2項第1号ア(ウ)の項中「第2項第1号ア(ウ)」を「第2項第1号ア(イ)」に改め、同表に次のように加える。

第2項第1号イ(イ)	平成32年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第2項第1号ウ(イ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138

第64条第1項第1号ア(ア)中「以下次項まで」を「以下この項及び次項」に改め、同号イ(ア)中「2万9,500円」を「2万5,000円」に改め、同号イ(イ)中「3万4,500円」を「3万500円」に改め、同号イ(ウ)中「3万9,500円」を「3万6,000円」に改め、同号イ(エ)中「4万5,000円」を「4万3,500円」に改め、同号イ(オ)中「5万1,000円」を「5万円」に改め、同号イ(カ)中「5万8,000円」を「5万7,000円」に改め、同号イ(キ)中「6万6,500円」を「6万5,500円」に改め、同号イ(ク)中「7万6,500円」を「7万5,500円」に改め、同号イ(ケ)中「8万8,000円」を「8万7,000円」に改め、同号イ(コ)中「11万1,000円」を「11万円」に改め、同項第4号イ(ア)中「2万3,600円」を「2万円」に改め、同号イ(イ)中「2万7,600円」を「2万4,400円」に改め、同号イ(ウ)中「3万1,600円」を「2万8,800円」に改め、同号イ(エ)中「3万6,000円」を「3万4,800円」に改め、同号イ(オ)中「4万800円」を「4万円」に改め、同号イ(カ)中「4万6,400円」を「4万5,600円」に改め、同号イ(キ)中「5万3,200円」を「5万2,400円」に改め、同号イ(ク)中「6万1,200円」を「6万400円」に改め、同号イ(ケ)中「7万400円」を「6万9,600円」に改め、同号イ(コ)中「8万8,800円」を「8万8,000円」に改め、同号オ中「第2項」を「次項」に改める。

附則第5条の4の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改め、同条第3項中「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第5条の6中「平成50年度」を「令和20年度」に改める。

附則第6条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第6条の4中「平成50年度」を「令和20年度」に改める。

附則第6条の5第1項及び第3項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附則第7条中「100分の6.6」を「100分の4.9」に、「100分の7.9」を「100分の5.7」に改める。

附則第7条の2第1項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「100分の15」を「100分の20」に改める。

附則第7条の2の5中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附則第7条の2の6、第7条の3第1項、第7条の4第3項並びに第7条の5第2項及び第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第8条の2から第8条の2の3までの規定中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第8条の2の4第1項から第5項までの規定中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第6項中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同項第1号中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第7項中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同項第1号中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第8項中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同項第1号中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第9項から第12項までの規定中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第8条の2の7第1項、第2項、第4項及び第5項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第8条の2の10中「(法第145条第3号に規定する自動車をいう。附則第8条の4において同じ。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 自家用の乗用車に対する第63条の3第2項（同条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。
附則第8条の2の10を附則第8条の2の12とし、同条の次に次の1条を加え

る。

(環境性能割の課税標準の特例)

第8条の2の13 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（総務省令で定めるものに限る。）で最初の法第147条第3項に規定する新規登録（以下この条、附則第8条の4及び第8条の5において「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第63条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項に規定する基本方針（次項第1号及び第3項第1号において「基本方針」という。）に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項第2号及び第3項第2号において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で総務省令で定めるものに適合するものであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第63条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から650万円（乗車定員30人未満の附則第8条の2の13第2項に規定する路線バス等にあつては、200万円）を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものに適合するものであること。

3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第63条の2の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から100万円を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものに適合するものであること。

(3) 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項、次項及び第7項において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか2以上を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第63条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項から第7項までにおいて同じ。）が5トン以下の乗用車（総務省令で定めるものに限る。）又はバス（総務省令で定めるものに限る。）

(以下この項から第7項までにおいて「バス等」という。)であって、同法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの(以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの(以下この項、次項及び第7項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもの

- (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの(以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)、同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの
- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック(総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第7項までにおいて同じ。)であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの
- 5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの(総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第63条の2の規定の適用については、第1号から第3号までに掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年

11月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、第4号に掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「同じ。）」とあるのは、「同じ。」から350万円を控除して得た額」とする。

- (1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- (4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- 6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御

装置のいずれかを備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第63条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「同じ。）」とあるのは、「同じ。）から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第63条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和2年10月31日（バス等及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあっては、令和元年10月31日）までに行われたときに限り、同条中「同じ。）」とあるのは、「同じ。）から175万円を控除して得た額」とする。

8 前各項の規定は、第63条の6又は第63条の7の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の総務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

附則第8条の2の9の次に次の2条を加える。

（環境性能割の非課税）

第8条の2の10 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、知事が決定した地方バス路線維持に係る計画において定められたものの運行の用に供する一般乗合用のバスで規則で定めるものに対しては、当該自動車の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、第62条第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。

（環境性能割の賦課徴収の特例）

第8条の2の11 知事は、当分の間、納付すべき環境性能割の額について不足額があることを第63条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等（法附則第12条の2の11第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車（法第145条第3号に規定する自動車をいう。以下この条から附則第8条の6までにおいて同じ。）について法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、法第168条第2項の規定その他の環境性能割に関する規定（法第171条及び第172条の規定を除く。）を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における法第168条第2項の規定による決定により納付すべき環境性能割の額は、前項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 第1項の規定の適用がある場合における法第17条の5第1項及び第18条第1項の規定の適用については、法第17条の5第1項中「五年」とあるのは「七年」と、法第18条第1項中「五年間」とあるのは「七年間」とする。
附則第8条の3の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「受けて、」の次に「道路運送法第3条第1号イに規定する」を加え、「自動

車税」を「種別割」に、「平成31年度分」を「令和2年度分」に改め、同条第2項中「自動車税」を「種別割」に改める。

附則第8条の4の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(種別割の税率の特例)」を付し、同条第1項中「電気自動車をいう」の次に「。第3項第1号及び次条第3項において同じ」を加え、「同項第2号」を「法第149条第1項第2号」に改め、「天然ガス自動車をいう」の次に「。第3項第2号及び次条第3項において同じ」を、「規定するメタノール自動車をいう」の次に「。次条第3項において同じ」を加え、「同項に」を「法附則第12条の3第1項に」に改め、「混合メタノール自動車をいう」の次に「。次条第3項において同じ」を加え、「」並びに「を」を「次条第3項において同じ。」並びに「自家用乗用車等(自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。次条第1項第1号において同じ。)、キャンピング車(自家用に限る。次条第1項第2号において同じ。))及び自家用乗用車税率適用自動車(第64条第1項第4号オに掲げる自動車のうち、当該自動車の構造、用途等により自家用の乗用車に区分するものをいう。次条第1項第1号において同じ。)」をいう。以下この条及び次条において同じ。)、」に改め、同項第1号中「ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日」を「法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車(以下この条において「ガソリン自動車」という。)又は同項第5号に規定する石油ガス自動車(以下この条において「石油ガス自動車」という。)で平成20年3月31日」に改め、「最初の第62条の2第3項に規定する新規登録(以下この項において「」及び「」という。))」を削り、同項第2号中「軽油自動車(法第149条第1項第5号に規定する軽油自動車をいう)」を「法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車(第3項第6号において「軽油自動車」という)に改め、「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同項の表第64条第1項第1号イの項及び第64条第1項第4号イの項を削り、同条に次の3項を加える。

3 次に掲げる自動車に対する第64条の規定の適用については、当該自動車(自家用乗用車等を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用乗

用車等にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成21年天然ガス車基準(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので総務省令で定めるもの
- (3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車
- (4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、法第145条第4号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が法第149条第1項第4号イ(2)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの
- (5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の

1 を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

- (6) 軽油自動車のうち、法第149条第1項第6号イに規定する平成30年軽油軽中量車基準又は同号イに規定する平成21年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

第64条第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	1万3,800円	3,500円
	1万5,700円	4,000円
	1万7,900円	4,500円
	2万500円	5,500円
	2万3,600円	6,000円
	2万7,200円	7,000円
	4万700円	1万500円
第64条第1項第1号イ	2万5,000円	6,500円
	3万500円	8,000円
	3万6,000円	9,000円
	4万3,500円	1万1,000円
	5万円	1万2,500円
	5万7,000円	1万4,500円
	6万5,500円	1万6,500円
	7万5,500円	1万9,000円
	8万7,000円	2万2,000円
第64条第1項第2号ア	11万円	2万7,500円
	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	1万2,000円	3,000円
	1万5,000円	4,000円

	1万8,500円	5,000円
	2万2,000円	5,500円
	2万5,500円	6,500円
	2万9,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第64条第1項第2号イ	8,000円	2,000円
	1万1,500円	3,000円
	1万6,000円	4,000円
	2万500円	5,500円
	2万5,500円	6,500円
	3万円	7,500円
	3万5,000円	9,000円
	4万500円	1万500円
	6,300円	1,600円
第64条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	2,000円
	1万5,100円	4,000円
第64条第1項第2号ウ(イ)	1万200円	3,000円
	2万600円	5,500円
第64条第1項第3号ア(ア)	1万2,000円	3,000円
	1万4,500円	4,000円
	1万7,500円	4,500円
	2万円	5,000円
	2万2,500円	6,000円
	2万5,500円	6,500円
	2万9,000円	7,500円
第64条第1項第3号ア(イ)	2万6,500円	7,000円
	3万2,000円	8,000円
	3万8,000円	9,500円
	4万4,000円	1万1,000円
	5万500円	1万3,000円

第64条第1項第3号イ	5万7,000円	1万4,500円
	6万4,000円	1万6,000円
	3万3,000円	8,500円
	4万1,000円	1万500円
	4万9,000円	1万2,500円
	5万7,000円	1万4,500円
	6万5,500円	1万6,500円
	7万4,000円	1万8,500円
	8万3,000円	2万1,000円
第64条第1項第4号ア	1万2,000円	3,000円
第64条第1項第4号イ	2万円	5,000円
	2万4,400円	6,500円
	2万8,800円	7,500円
	3万4,800円	9,000円
	4万円	1万円
	4万5,600円	1万1,500円
	5万2,400円	1万3,500円
	6万400円	1万5,500円
	6万9,600円	1万7,500円
	8万8,000円	2万2,000円
第64条第1項第4号オ	前3号又は次号に掲げる額 (次項	附則第8条の4第3項の規 定により読み替えて適用さ れる前3号又は次号に掲げ る額(同項の規定により読 み替えて適用される次項
第64条第1項第5号	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円
第64条第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第64条第2項第2号	5,200円	1,300円

第64条第3項	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円
	定める額	定める額に100分の25を乗 じて得た額(その額に、 500円未満の端数がある ときはこれを500円に、500円 を超え1,000円未満の端数 があるときはこれを1,000 円に、それぞれ切り上げた 額)

4 次に掲げる自動車に対する第64条の規定の適用については、当該自動車(自家用乗用車等を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用乗用車等にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの
- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネ

ルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

第64条第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	1万3,800円	7,000円
	1万5,700円	8,000円
	1万7,900円	9,000円
	2万500円	1万500円
	2万3,600円	1万2,000円
	2万7,200円	1万4,000円
	4万700円	2万500円
第64条第1項第1号イ	2万5,000円	1万2,500円
	3万500円	1万5,500円
	3万6,000円	1万8,000円
	4万3,500円	2万2,000円
	5万円	2万5,000円
	5万7,000円	2万8,500円
	6万5,500円	3万3,000円
	7万5,500円	3万8,000円
	8万7,000円	4万3,500円
	11万円	5万5,000円
第64条第1項第2号ア	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	1万2,000円	6,000円
	1万5,000円	7,500円
	1万8,500円	9,500円
	2万2,000円	1万1,000円
	2万5,500円	1万3,000円
	2万9,500円	1万5,000円

	4,700円	2,400円
第64条第1項第2号イ	8,000円	4,000円
	1万1,500円	6,000円
	1万6,000円	8,000円
	2万500円	1万500円
	2万5,500円	1万3,000円
	3万円	1万5,000円
	3万5,000円	1万7,500円
	4万500円	2万500円
	6,300円	3,200円
第64条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	4,000円
	1万5,100円	8,000円
第64条第1項第2号ウ(イ)	1万200円	5,500円
	2万600円	1万500円
第64条第1項第3号ア(ア)	1万2,000円	6,000円
	1万4,500円	7,500円
	1万7,500円	9,000円
	2万円	1万円
	2万2,500円	1万1,500円
	2万5,500円	1万3,000円
	2万9,000円	1万4,500円
第64条第1項第3号ア(イ)	2万6,500円	1万3,500円
	3万2,000円	1万6,000円
	3万8,000円	1万9,000円
	4万4,000円	2万2,000円
	5万500円	2万5,500円
	5万7,000円	2万8,500円
	6万4,000円	3万2,000円
第64条第1項第3号イ	3万3,000円	1万6,500円
	4万1,000円	2万500円
	4万9,000円	2万4,500円

	5 万7, 000円	2 万8, 500円
	6 万5, 500円	3 万3, 000円
	7 万4, 000円	3 万7, 000円
	8 万3, 000円	4 万1, 500円
第64条第 1 項第 4 号ア	1 万2, 000円	6, 000円
第64条第 1 項第 4 号イ	2 万円	1 万円
	2 万4, 400円	1 万2, 500円
	2 万8, 800円	1 万4, 500円
	3 万4, 800円	1 万7, 500円
	4 万円	2 万円
	4 万5, 600円	2 万3, 000円
	5 万2, 400円	2 万6, 500円
	6 万400円	3 万500円
	6 万9, 600円	3 万5, 000円
	8 万8, 000円	4 万4, 000円
第64条第 1 項第 4 号オ	前 3 号又は次号に掲げる額 (次項	附則第 8 条の 4 第 4 項の規 定により読み替えて適用さ れる前 3 号又は次号に掲げ る額 (同項の規定により読 み替えて適用される次項
第64条第 1 項第 5 号	4, 500円	2, 500円
	6, 000円	3, 000円
第64条第 2 項第 1 号	3, 700円	1, 800円
	4, 700円	2, 300円
	6, 300円	3, 200円
第64条第 2 項第 2 号	5, 200円	2, 600円
	6, 300円	3, 200円
	8, 000円	4, 000円
第64条第 3 項	定める額	定める額に100分の50を乗 じて得た額 (その額に、

	500円未満の端数があると きはこれを500円に、500円 を超え1, 000円未満の端数 があるときはこれを1, 000 円に、それぞれ切り上げた 額)
--	--

5 前 2 項の規定の適用がある場合における第68条第 1 項の規定の適用につい
ては、第 2 項の規定を準用する。

附則第 8 条の 4 の次に次の 2 条を加える。

第 8 条の 5 地方税法等の一部を改正する法律 (平成31年法律第 2 号) 附則第
1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日 (以下この項において「特定日」とい
う。) の前日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等であって北海道税
条例等の一部を改正する条例 (平成29年北海道条例第 9 号) 第 2 条の規定に
よる改正前の北海道税条例 (以下この項において「平成29年改正前の北海道
税条例」という。) 第62条の規定により平成29年改正前の北海道税条例に規
定する自動車税を課されたもの (同日までに初回新規登録を受けた自家用乗
用車等であって、地方税法等の一部を改正する等の法律 (平成28年法律第13
号) 第 2 条の規定による改正前の法第146条その他の地方税に関する法律及
び平成29年改正前の北海道税条例の規定により平成29年改正前の北海道税条
例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。) 又は同日までに法の
施行地外において第62条第 2 項に規定する運行に相当するものとして総務省
令で定めるものの用に供されたことがある自家用乗用車等であって特定日以
後に初回新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率は、第64条第 1
項の規定にかかわらず、1 台について、次の各号に掲げる自家用乗用車等の
区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 自家用の乗用車又は自家用乗用車税率適用自動車

ア 総排気量 (ロータリーエンジンを搭載した自動車にあっては、単室容
積にローターの数を乗じて得た数値に1.5を乗じて得た数値をいう。以
下この項において同じ。) が 1 リットル以下のもの又は電気を動力源と
するもの 年額 2 万9, 500円

- イ 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額 3万4,500円
 - ウ 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額 3万9,500円
 - エ 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 4万5,000円
 - オ 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額 5万1,000円
 - カ 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額 5万8,000円
 - キ 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額 6万6,500円
 - ク 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額 7万6,500円
 - ケ 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額 8万8,000円
 - コ 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 11万1,000円
- (2) キャンピング車
- ア 総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの 年額 2万3,600円
 - イ 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額 2万7,600円
 - ウ 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額 3万1,600円
 - エ 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 3万6,000円
 - オ 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額 4万800円
 - カ 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額 4万6,400円
 - キ 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額 5万

- 3,200円
 - ク 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額 6万1,200円
 - ケ 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額 7万400円
 - コ 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 8万8,800円
- 2 第68条第1項の規定は、前項の規定の適用を受ける自家用乗用車等について準用する。
- 3 第1項の規定の適用を受ける自家用乗用車等（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第1号	2万9,500円	3万3,900円
	3万4,500円	3万9,600円
	3万9,500円	4万5,400円
	4万5,000円	5万1,700円
	5万1,000円	5万8,600円
	5万8,000円	6万6,700円
	6万6,500円	7万6,400円
	7万6,500円	8万7,900円
	8万8,000円	10万1,200円
第1項第2号	11万1,000円	12万7,600円
	2万3,600円	2万7,100円
	2万7,600円	3万1,700円
	3万1,600円	3万6,300円
	3万6,000円	4万1,400円
	4万800円	4万6,900円
	4万6,400円	5万3,300円

	5 万3, 200円	6 万1, 100円
	6 万1, 200円	7 万300円
	7 万400円	8 万900円
	8 万8, 800円	10万2, 100円

4 前項の規定の適用がある場合における第68条第1項の規定の適用については、同項中「第64条第1項及び第2項に規定する税率の額」とあるのは、「附則第8条の5第1項に規定する税率の額（同条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）」とする。

5 第1項の規定の適用を受ける自家用乗用車等のうち、前条第3項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用乗用車等が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用乗用車等の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自家用乗用車等が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第1号	2 万9, 500円	7, 500円
	3 万4, 500円	9, 000円
	3 万9, 500円	1 万円
	4 万5, 000円	1 万1, 500円
	5 万1, 000円	1 万3, 000円
	5 万8, 000円	1 万4, 500円
	6 万6, 500円	1 万7, 000円
	7 万6, 500円	1 万9, 500円
	8 万8, 000円	2 万2, 000円
	11万1, 000円	2 万8, 000円
第1項第2号	2 万3, 600円	6, 000円
	2 万7, 600円	7, 000円
	3 万1, 600円	8, 000円

	3 万6, 000円	9, 000円
	4 万800円	1 万500円
	4 万6, 400円	1 万2, 000円
	5 万3, 200円	1 万3, 500円
	6 万1, 200円	1 万5, 500円
	7 万400円	1 万8, 000円
	8 万8, 800円	2 万2, 500円

6 第1項の規定の適用を受ける自家用乗用車等のうち、前条第4項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用乗用車等が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用乗用車等の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自家用乗用車等が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第1号	2 万9, 500円	1 万5, 000円
	3 万4, 500円	1 万7, 500円
	3 万9, 500円	2 万円
	4 万5, 000円	2 万2, 500円
	5 万1, 000円	2 万5, 500円
	5 万8, 000円	2 万9, 000円
	6 万6, 500円	3 万3, 500円
	7 万6, 500円	3 万8, 500円
	8 万8, 000円	4 万4, 000円
	11万1, 000円	5 万5, 500円
第1項第2号	2 万3, 600円	1 万2, 000円
	2 万7, 600円	1 万4, 000円
	3 万1, 600円	1 万6, 000円
	3 万6, 000円	1 万8, 000円

	4万800円	2万500円
	4万6,400円	2万3,500円
	5万3,200円	2万7,000円
	6万1,200円	3万1,000円
	7万400円	3万5,500円
	8万8,800円	4万4,500円

7 前2項の規定の適用がある場合における第68条第1項の規定の適用については、第4項の規定を準用する。

(種別割の賦課徴収の特例)

第8条の6 知事は、納付すべき種別割の額について不足額があることを第65条の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等(法附則第12条の5第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項において同じ。)の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、種別割に関する規定(第66条及び第67条並びに法第177条の14の規定を除く。)を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における納付すべき種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 第1項の規定の適用がある場合における法第17条の5第3項、第18条第1項及び第177条の18第1項の規定の適用については、法第17条の5第3項中「三年」とあるのは「七年」と、法第18条第1項中「五年間」とあるのは「七年間」と、法第177条の18第1項中「納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。以下この款において同じ」とあるのは「附則第十二条の五第二項の規定の適用がないものとした場合の当該自動車の所有者についての自動車税の種別割の納期限とし、当該納期限の延長があつた場

合には、その延長された納期限とする。以下この項において同じ」とする。
附則第9条の4及び第9条の4の2第1項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第9条の5第4項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附則第10条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第12条の3の3の見出し中「の敷地」を削り、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「によって」を「により」に、「第11条の6第2項」を「第11条の7第5項」に、「同条第2項」を「同条第5項」に、「附則第27条の2第2項に規定する」を「で定める」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「第11条の6第1項に」を「第11条の7第4項に」に、「によって」を「により」に改め、「(同項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)」及び「(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)」を削り、同項の表中「第11条の6第1項」を「第11条の7第4項」に改め、同項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等(震災特例法第11条の7第3項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この条において同じ。)が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった道民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等(震災特例法第11条の7第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第10条から附則第11条までの規定を適用する。

附則第10条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項
-----------	---------	--

		の規定により適用される場合を含む。)
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第10条の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。)
附則第10条の3第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第11条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった道民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の7第2項に規定する相続人という。以下この項において同じ。）が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。）における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において当該家屋に居住していた者以外の

者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第10条から附則第11条までの規定を適用する。

附則第12条の5第3項中「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第12条の7中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

附則第14条中「平成33年7月31日」を「令和3年7月31日」に改める。

第2条 北海道税条例の一部を次のように改正する。

附則第8条の4第5項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項（第4号及び第5号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用乗用車等に対する第64条第1項の規定の適用については、当該自家用乗用車等が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該自家用乗用車等が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第8条の5第5項から第7項までを削る。

（北海道税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 北海道税条例等の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、北海道税条例附則第8条の4第1項の改正規定中「有しないものをいう。以下この条」を「有しないものをいう。第3項第1号」に、「定めるものをいう。以下この条」を「定めるものをいう。同項第2号」に、「自動車税に係る第64条」を「種別割に係る同条」を「平成31年度分の自動車税に係る第64条」を「当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る同条」に改め、同項第1号の改正規定中「初回新規登録」に」の次に「、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年

度」に」を加え、同項第2号の改正規定中「初回新規登録」に」の次に「
「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の
属する年度」に」を加える。

附則第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第3項及び第6項中「平成31年新条例」を「令和元年新条例」に改める。

附則第7項中「平成31年新条例」を「令和元年新条例」に、「平成31年度分」
を「令和元年度分」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第8項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「平成32年度」を「令
和2年度」に改める。

（北海道税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 北海道税条例等の一部を改正する条例（平成30年北海道条例第44号）の
一部を次のように改正する。

第1条のうち、北海道税条例第35条に1項を加える改正規定中「次の1項」
を「次の3項」に、「を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情
報処理組織」を「（以下この項において「添付書類記載事項」という。）を、
地方税関係手続用電子情報処理組織（法第762条第1号に規定する地方税関係
手続用電子情報処理組織をいう。）」に改め、「その他総務省令で定める方法」
を削り、「ならない」を「ならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る
部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその
他の総務省令で定める記録用の媒体を知事に提出する方法により、行うことが
できる」に改め、同改正規定に次のように加える。

3 法第53条第50項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定
の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受け
ようとする期間その他総務省令で定める事項を記載した申請書に総務省令で
定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前まで（同項に規定する
理由が生じた日が同条第1項の規定による申告書（法人税法第74条第1項の
規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、当該申告書の
提出期限までに提出すべきものに限る。）又は法第53条第4項、第19項若し
くは第23項の規定による申告書の提出期限の15日前の日以後である場合にお
いて、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）
に、これを知事に提出しなければならない。

4 法第53条第50項の規定の適用を受けている内国法人は、第2項の申告につ
き同条第50項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨そ
の他総務省令で定める事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。
い。

第1条のうち、北海道税条例第41条の2の次に1条を加える改正規定中「を、
法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織」を「（以下こ
の項において「添付書類記載事項」という。）を、地方税関係手続用電子情報
処理組織（法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を
いう。）」に改め、「その他総務省令で定める方法」を削り、「ならない」を
「ならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書
類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の総務省令で定める記録
用の媒体を知事に提出する方法により、行うことができる」に改め、同改正規
定に次のように加える。

2 法第72条の32の2第1項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前
段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指
定を受けようとする期間その他総務省令で定める事項を記載した申請書に総
務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前まで（同項に
規定する理由が生じた日が法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の29の
規定による申告書又は法第72条の31第3項の規定による修正申告書の提出期
限の15日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日で
あるときは、当該開始の日まで）に、これを知事に提出しなければならない。

3 法第72条の32の2第1項の規定の適用を受けている内国法人は、第1項の
申告につき同条第1項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、
その旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書を知事に提出しなけれ
ばならない。

第1条のうち、北海道税条例第43条の11の次に1条を加える改正規定中「法
第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織」を「地方税関
係手続用電子情報処理組織（法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電
子情報処理組織をいう。）」に改め、「その他総務省令で定める方法」を削り、
同改正規定に次のように加える。

2 法第72条の89の3第1項前段の承認を受けようとする事業者は、同項前段

の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他総務省令で定める事項を記載した申請書に総務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前まで（同項に規定する理由が生じた日が法第72条の88第1項の規定による申告書の提出期限（同条第2項の規定による申告書にあっては、当該申告書が同条第1項の規定による申告書であるとした場合の提出期限）の15日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）に、これを知事に提出しなければならない。

3 法第72条の89の3第1項の規定の適用を受けている事業者は、第1項の申告につき同条第1項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

第1条のうち、北海道税条例第45条の2の6の改正規定の次に次のように加える。

附則第5条第1項中「前年」を「当該年度の初日の属する年の前年（附則第5条の4から第5条の5まで、附則第6条、附則第6条の3、附則第9条の4の3、附則第9条の5から第12条の2まで、附則第12条の2の3、附則第12条の3及び附則第12条の5において「前年」という。）」に改める。

第1条のうち、北海道税条例附則第7条の2の4第1項後段の改正規定中「法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織」を「地方税関係手続用電子情報処理組織（法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。）」に改め、「その他総務省令で定める方法」を削る。

附則第1項第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同項第3号中「平成32年1月1日」を「令和2年1月1日」に改め、同項第4号中「1項を加える改正規定」を「3項を加える改正規定」に改め、「同条例附則」の次に「第5条第1項、」を加え、「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同項第5号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同項第6号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同項第7号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同項第8号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第3項中「第35条第2項」を「第35条第2項から第4項まで」に改める。

附則第14項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改める。

附則第15項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改める。

附則第16項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17項中「平成32年改正条例」を「令和2年改正条例」に、「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改める。

附則第20項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改める。

附則第21項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改める。

附則第22項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第23項中「平成33年改正条例」を「令和3年改正条例」に、「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改める。

（北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部改正）

第5条 北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成25年北海道条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項、第3条第1項及び第4条第2項中「第37条の2第3項」を「第37条の2第12項」に改める。

（北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正）

第6条 北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例（平成25年北海道条例第61号）の一部を次のように改正する。

本則中「同条第3項」を「同条第12項」に改め、本則の表中「平成35年12月31日」を「令和5年12月31日」に、「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中北海道税条例第43条の3第1項並びに第43条の3の2第3項の改

正規定並びに同条例附則第5条の4の2、第5条の6、第6条第1項、第6条の4、第6条の5、第7条の2の5から第7条の5まで、第8条の2から第8条の2の4まで、第8条の2の7、第9条の4、第9条の4の2第1項、第9条の5第4項、第10条の2第1項及び第2項、第12条の5第3項、第12条の7並びに第14条の改正規定並びに第3条から第6条までの規定 公布の日

(2) 第1条中北海道税条例第28条の5及び第28条の6の改正規定並びに同条例附則第12条の3の3の改正規定並びに次項の規定 令和2年1月1日

(3) 第1条中北海道税条例第36条の2第1項、第36条の3第1項、第42条の2第1項及び第42条の3第1項の改正規定 令和2年4月1日

(4) 第1条中北海道税条例第44条の10の6の改正規定及び附則第6項の規定 公布の日から起算して1年2月を超えない範囲内において規則で定める日

(5) 第1条中北海道税条例第24条の2第1項第2号の改正規定及び附則第3項の規定 令和3年1月1日

(6) 第2条及び附則第10項の規定 令和3年4月1日

(7) 第1条中北海道税条例第43条の4の2第1項の改正規定 令和4年1月1日

(8) 第1条中北海道税条例第46条の2第2号の改正規定 令和5年1月1日

(9) 第1条中北海道税条例第28条の3、第30条及び第32条第1項の改正規定並びに附則第4項の規定 令和6年1月1日
(経過措置)

2 前項第2号に掲げる改正規定による改正後の北海道税条例附則第12条の3の3の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、令和元年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

3 附則第1項第5号に掲げる改正規定による改正後の北海道税条例第24条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、令和2年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

4 附則第1項第9号に掲げる改正規定による改正後の北海道税条例第28条の3、第30条及び第32条第1項（第5号に係る部分に限る。）の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、令和5年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

5 第1条の規定（附則第1項第1号から第5号まで及び第7号から第9号までに掲げる改正規定を除く。）による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第39条並びに附則第7条及び第7条の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

6 附則第1項第4号に掲げる改正規定による改正後の北海道税条例第44条の10の6第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の同項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の同号に掲げる改正規定による改正前の北海道税条例第44条の10の6第1項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

7 新条例の規定中環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する環境性能割について適用する。

8 次項に定めるものを除き、新条例の規定中種別割に関する部分は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する種別割及び令和2年度以後の年度分の種別割について適用する。

9 新条例附則第8条の3の規定は、令和2年度分の種別割について適用し、令和元年度分の自動車税については、なお従前の例による。

10 第2条の規定による改正後の北海道税条例附則第8条の4及び第8条の5の規定は、令和3年度以後の年度分の種別割について適用し、令和2年度分までの種別割については、なお従前の例による。

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月23日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第5号

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（昭和60年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 特定地方活力向上地域における課税免除等（第27条―第31

「第7章 振興山村産業振興施策促進区域における不均一課税（第26条条）」を 26条の4）

第8章 特定地方活力向上地域における課税免除等（第27条―第31条）の2―第に改める。

」

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 振興山村産業振興施策促進区域 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項に規定する山村振興計画（第7章において「山村振興計画」という。）に記載された同条第4項第1号に掲げる区域をいう。

第11条中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

第16条中「平成35年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

第22条中「平成37年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

第26条中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 振興山村産業振興施策促進区域における不均一課税
（不動産取得税の不均一課税）

第26条の2 振興山村産業振興施策促進区域内において、山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成3年自治省令第8号。次条において「山村振興省令」という。）第2条第1号に規定する期間内に、当該山村振興計画に定められた地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した特定事業者については、その事業に係る家屋であって規則で定めるもの及びその敷地である土地の取得（当該山村振興計画に記載された山村振興法第8条第4項第4号に掲げる期間（次条において「計画期間」という。）の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、北海道税条例第44条の規定にかかわらず、同条に規定する税率の10分の1とする。

（道固定資産税の不均一課税）

第26条の3 振興山村産業振興施策促進区域内において、山村振興省令第2条第

1号に規定する期間内に、当該山村振興計画に定められた地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した特定事業者については、その事業に係る償却資産であって規則で定めるもの（計画期間の初日以後において取得したものに限る。）に対して課する道固定資産税（当該償却資産を取得し、又は製作した日以後最初に到来する道固定資産税の賦課期日の属する年以後3年の間に課すべきものに限る。）の税率は、北海道税条例第89条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ当該右欄に定める割合を乗じた税率とする。

不均一課税をすべき年度	割合
第1年度	10分の1
第2年度	2分の1
第3年度	4分の3

（不均一課税の期限）

第26条の4 この章の規定による不均一課税は、令和7年3月31日までに限って行うものとする。

第27条及び第29条中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附則第3項中「第24条」の次に「、第26条の2」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月23日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第6号

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部手数料条例（平成12年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表73の項中「20,600円」を「20,700円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

北海道民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月23日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第7号

北海道民生委員定数条例の一部を改正する条例

北海道民生委員定数条例（平成26年北海道条例第105号）の一部を次のように改正する。

第2条の表小樽市の項中「347人」を「345人」に改め、同表釧路市の項中「458人」を「456人」に改め、同表帯広市の項中「332人」を「329人」に改め、同表夕張市の項中「54人」を「51人」に改め、同表芦別市の項中「66人」を「65人」に改め、同表三笠市の項中「52人」を「43人」に改め、同表千歳市の項中「217人」を「220人」に改め、同表富良野市の項中「54人」を「56人」に改め、同表恵庭市の項中「130人」を「131人」に改め、同表北広島市の項中「126人」を「125人」に改め、同表石狩市の項中「130人」を「131人」に改め、同表七飯町の項中「73人」を「74人」に改め、同表せたな町の項中「49人」を「47人」に改め、同表蘭越町の項中「21人」を「20人」に改め、同表倶知安町の項中「52人」を「51人」に改め、同表当麻町の項中「20人」を「23人」に改め、同表愛別町の項中「15人」を「14人」に改め、同表中富良野町の項中「22人」を「21人」に改め、同表音威子府村の項中「6人」を「5人」に改め、同表中川町の項中「11人」を「10人」に改め、同表津別町の項中「26人」を「24人」に改め、同表士幌町の項中「19人」を「20人」に改め、同表幕別町の項中「65人」を「64人」に改め、同表足寄町の項中「33人」を「32人」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月1日から施行する。

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月23日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第8号

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号）の一部を次のように改正する。

第28条第4項及び第37条第3項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第39条第1号中「卒業した者」の次に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

第54条第2項第1号中「卒業した者」の次に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項第5号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第58条第4項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第60条第1号中「卒業した者」の次に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同条第4号中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第68条第15項、第92条第3項及び第100条第4項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第102条第1項第3号中「卒業した者」の次に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月23日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第9号

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例

北海道経済部手数料条例（平成12年北海道条例第15号）の一部を次のように改

正する。

別表14の項中「17,000円」を「18,000円」に改め、同表19の項中「8,000円」を「8,100円」に改め、同表35の項のイ中「9,000円」を「9,300円」に、「8,500円」を「8,800円」に改め、同項のイ中「8,400円」を「8,700円」に、「7,900円」を「8,200円」に改め、同項のウ及びエ中「9,000円」を「9,300円」に、「8,500円」を「8,800円」に改め、同項のオ中「8,400円」を「8,700円」に、「7,900円」を「8,200円」に改め、同表36の項のイ中「7,600円」を「7,900円」に、「7,100円」を「7,400円」に改め、同項のイ中「6,000円」を「6,200円」に、「5,500円」を「5,700円」に改め、同表54の項のイ中「5,900円」を「6,000円」に改め、同項のイ中「5,200円」を「5,300円」に改め、同表55の項中「2,600円」を「2,700円」に改め、同表56の項中「2,000円」を「2,100円」に改め、同表77の項中「20,700円」を「21,400円」に、「20,200円」を「20,900円」に改め、同表86の項のイ(ア)中「17,900円」を「18,200円」に改め、同項のイ(ア)中「17,900円」を「18,200円」に、「11,900円」を「12,200円」に改め、同項のウ(ア)中「15,000円」を「15,300円」に、「10,000円」を「10,300円」に改め、同項のエ(ア)中「13,300円」を「13,500円」に改め、同項のオ(ア)中「13,300円」を「13,500円」に、「8,900円」を「9,100円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

北海道漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月23日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第10号

北海道漁港管理条例の一部を改正する条例

北海道漁港管理条例（昭和32年北海道条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表2の事項の表工作物の設置に係る占用の場合の部第1種電柱の項中「475円20銭」を「484円」に、「378円」を「385円」に、「324円」を「330円」に改め、同部第2種電柱の項中「734円40銭」を「748円」に、「583円20銭」を「594円」に、「507円60銭」を「517円」に改め、同部第3種電柱の項中「993円60

銭」を「1,012円」に、「788円40銭」を「803円」に、「680円40銭」を「693円」に改め、同部第1種電話柱の項中「432円」を「440円」に、「345円60銭」を「352円」に、「291円60銭」を「297円」に改め、同部第2種電話柱の項中「680円40銭」を「693円」に、「540円」を「550円」に、「475円20銭」を「484円」に改め、同部第3種電話柱の項中「939円60銭」を「957円」に、「745円20銭」を「759円」に、「648円」を「660円」に改め、同部その他の柱類の項中「43円20銭」を「44円」に、「34円56銭」を「35円20銭」に、「29円16銭」を「29円70銭」に改め、同部共架電線その他上空に設ける線類の項中「4円32銭」を「4円40銭」に、「3円24銭」を「3円30銭」に改め、同部鉄塔の項中「853円20銭」を「869円」に、「680円40銭」を「693円」に、「583円20銭」を「594円」に改め、同部管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設の項中「18円36銭」を「18円70銭」に、「14円4銭」を「14円30銭」に、「11円88銭」を「12円10銭」に、「25円92銭」を「26円40銭」に、「20円52銭」を「20円90銭」に、「17円28銭」を「17円60銭」に、「38円88銭」を「39円60銭」に、「30円24銭」を「30円80銭」に、「50円76銭」を「51円70銭」に、「41円4銭」を「41円80銭」に、「35円64銭」を「36円30銭」に、「76円68銭」を「78円10銭」に、「61円56銭」を「62円70銭」に、「52円92銭」を「53円90銭」に、「102円60銭」を「104円50銭」に、「82円8銭」を「83円60銭」に、「70円20銭」を「71円50銭」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

北海道漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月23日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第11号

北海道漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例

北海道漁港土砂採取料等徴収条例（平成12年北海道条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表2の事項の表第1種電柱の項中「475円20銭」を「484円」に、「378円」を「385円」に、「324円」を「330円」に改め、同表第2種電柱の項中「734円40

銭」を「748円」に、「583円20銭」を「594円」に、「507円60銭」を「517円」に改め、同表第3種電柱の項中「993円60銭」を「1,012円」に、「788円40銭」を「803円」に、「680円40銭」を「693円」に改め、同表第1種電話柱の項中「432円」を「440円」に、「345円60銭」を「352円」に、「291円60銭」を「297円」に改め、同表第2種電話柱の項中「680円40銭」を「693円」に、「540円」を「550円」に、「475円20銭」を「484円」に改め、同表第3種電話柱の項中「939円60銭」を「957円」に、「745円20銭」を「759円」に、「648円」を「660円」に改め、同表その他の柱類の項中「43円20銭」を「44円」に、「34円56銭」を「35円20銭」に、「29円16銭」を「29円70銭」に改め、同表共架電線その他上空に設ける線類の項中「4円32銭」を「4円40銭」に、「3円24銭」を「3円30銭」に改め、同表鉄塔の項中「853円20銭」を「869円」に、「680円40銭」を「693円」に、「583円20銭」を「594円」に改め、同表管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設の項中「18円36銭」を「18円70銭」に、「14円4銭」を「14円30銭」に、「11円88銭」を「12円10銭」に、「25円92銭」を「26円40銭」に、「20円52銭」を「20円90銭」に、「17円28銭」を「17円60銭」に、「38円88銭」を「39円60銭」に、「30円24銭」を「30円80銭」に、「50円76銭」を「51円70銭」に、「41円4銭」を「41円80銭」に、「35円64銭」を「36円30銭」に、「76円68銭」を「78円10銭」に、「61円56銭」を「62円70銭」に、「52円92銭」を「53円90銭」に、「102円60銭」を「104円50銭」に、「82円8銭」を「83円60銭」に、「70円20銭」を「71円50銭」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

租税特別措置法施行令の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和元年7月23日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第12号

租税特別措置法施行令の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「第20条の2第13項又は第38条の4第22項」を「第20条の2第14項又は第38条の4第23項」に改める。

- (1) 北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）別表第1の65の項
- (2) 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）別表第1の7の2の項(1)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月23日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第13号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1の45の項中「19,200円」を「19,300円」に改め、同表の46の項中「17,700円」を「17,900円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月23日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第14号

北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

北海道道路占用料徴収条例（昭和45年北海道条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

河川法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月23日

北海道条例第15号

河川法施行条例の一部を改正する条例

河川法施行条例（平成12年北海道条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項の表発電用水の項中「100分の108」を「100分の110」に改め、別表2の事項の表第1種電柱の項中「712円80銭」を「726円」に、「475円20銭」を「484円」に、「378円」を「385円」に、「324円」を「330円」に改め、同表第2種電柱の項中「1,080円」を「1,100円」に、「734円40銭」を「748円」に、「583円20銭」を「594円」に、「507円60銭」を「517円」に改め、同表第3種電柱の項中「1,512円」を「1,540円」に、「993円60銭」を「1,012円」に、「788円40銭」を「803円」に、「680円40銭」を「693円」に改め、同表第1種電話柱の項中「637円20銭」を「649円」に、「432円」を「440円」に、「345円60銭」を「352円」に、「291円60銭」を「297円」に改め、同表第2種電話柱の項中「1,026円」を「1,045円」に、「680円40銭」を「693円」に、「540円」を「550円」に、「475円20銭」を「484円」に改め、同表第3種電話柱の項中「1,404円」を「1,430円」に、「939円60銭」を「957円」に、「745円20銭」を「759円」に、「648円」を「660円」に改め、同表その他の柱類の項中「63円72銭」を「64円90銭」に、「43円20銭」を「44円」に、「34円56銭」を「35円20銭」に、「29円16銭」を「29円70銭」に改め、同表共架電線その他上空に設ける線類の項中「6円48銭」を「6円60銭」に、「4円32銭」を「4円40銭」に、「3円24銭」を「3円30銭」に改め、同表鉄塔の項中「1,296円」を「1,320円」に、「853円20銭」を「869円」に、「680円40銭」を「693円」に、「583円20銭」を「594円」に改め、同表管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設の項中「27円」を「27円50銭」に、「18円36銭」を「18円70銭」に、「14円4銭」を「14円30銭」に、「11円88銭」を「12円10銭」に、「37円80銭」を「38円50銭」に、「25円92銭」を「26円40銭」に、「20円52銭」を「20円90銭」に、「17円28銭」を「17円60銭」に、「57円24銭」を「58円30銭」に、「38円88銭」を「39円60銭」に、「30円24銭」を「30円80銭」に、「76円68銭」を「78円10銭」に、「50円76銭」を「51円70銭」に、「41円4銭」を「41円80銭」に、「35円64銭」を「36円30銭」に、「118円80銭」を「121円」に、「61円56銭」を「62円70銭」に、「52円92銭」を「53円90銭」に、「151円20銭」を「154円」に、「102円60銭」を「104円50銭」に、「82円8銭」を「83円60銭」に、「70円

20銭」を「71円50銭」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

砂防法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月23日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第16号

砂防法施行条例の一部を改正する条例

砂防法施行条例（平成12年北海道条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1種電柱の項中「712円80銭」を「726円」に、「475円20銭」を「484円」に、「378円」を「385円」に、「324円」を「330円」に改め、同表第2種電柱の項中「1,080円」を「1,100円」に、「734円40銭」を「748円」に、「583円20銭」を「594円」に、「507円60銭」を「517円」に改め、同表第3種電柱の項中「1,512円」を「1,540円」に、「993円60銭」を「1,012円」に、「788円40銭」を「803円」に、「680円40銭」を「693円」に改め、同表第1種電話柱の項中「637円20銭」を「649円」に、「432円」を「440円」に、「345円60銭」を「352円」に、「291円60銭」を「297円」に改め、同表第2種電話柱の項中「1,026円」を「1,045円」に、「680円40銭」を「693円」に、「540円」を「550円」に、「475円20銭」を「484円」に改め、同表第3種電話柱の項中「1,404円」を「1,430円」に、「939円60銭」を「957円」に、「745円20銭」を「759円」に、「648円」を「660円」に改め、同表その他の柱類の項中「63円72銭」を「64円90銭」に、「43円20銭」を「44円」に、「34円56銭」を「35円20銭」に、「29円16銭」を「29円70銭」に改め、同表共架電線その他上空に設ける線類の項中「6円48銭」を「6円60銭」に、「4円32銭」を「4円40銭」に、「3円24銭」を「3円30銭」に改め、同表鉄塔の項中「1,296円」を「1,320円」に、「853円20銭」を「869円」に、「680円40銭」を「693円」に、「583円20銭」を「594円」に改め、同表管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設の項中「27円」を「27円50銭」に、「18円36銭」を「18円70銭」に、「14円4銭」を「14円30銭」に、「11円88銭」を「12円10銭」に、「37円80銭」を「38円50銭」に、「25円92銭」を「26円40銭」に、「20円52銭」を「20円90銭」に、「17円28銭」を「17円60銭」に、「57円24銭」を「58円30銭」に、「38円88銭」を

「39円60銭」に、「30円24銭」を「30円80銭」に、「76円68銭」を「78円10銭」に、「50円76銭」を「51円70銭」に、「41円4銭」を「41円80銭」に、「35円64銭」を「36円30銭」に、「118円80銭」を「121円」に、「61円56銭」を「62円70銭」に、「52円92銭」を「53円90銭」に、「151円20銭」を「154円」に、「102円60銭」を「104円50銭」に、「82円8銭」を「83円60銭」に、「70円20銭」を「71円50銭」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月23日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第17号

北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

北海道海岸占用料等徴収条例（平成12年北海道条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項の表第1種電柱の項中「475円20銭」を「484円」に、「378円」を「385円」に、「324円」を「330円」に改め、同表第2種電柱の項中「734円40銭」を「748円」に、「583円20銭」を「594円」に、「507円60銭」を「517円」に改め、同表第3種電柱の項中「993円60銭」を「1,012円」に、「788円40銭」を「803円」に、「680円40銭」を「693円」に改め、同表第1種電話柱の項中「432円」を「440円」に、「345円60銭」を「352円」に、「291円60銭」を「297円」に改め、同表第2種電話柱の項中「680円40銭」を「693円」に、「540円」を「550円」に、「475円20銭」を「484円」に改め、同表第3種電話柱の項中「939円60銭」を「957円」に、「745円20銭」を「759円」に、「648円」を「660円」に改め、同表その他の柱類の項中「43円20銭」を「44円」に、「34円56銭」を「35円20銭」に、「29円16銭」を「29円70銭」に改め、同表共架電線その他上空に設ける線類の項中「4円32銭」を「4円40銭」に、「3円24銭」を「3円30銭」に改め、同表鉄塔の項中「853円20銭」を「869円」に、「680円40銭」を「693円」に、「583円20銭」を「594円」に改め、同表管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設の項中「18円36銭」を「18円70銭」に、「14円4銭」を「14円30銭」に、

「11円88銭」を「12円10銭」に、「25円92銭」を「26円40銭」に、「20円52銭」を「20円90銭」に、「17円28銭」を「17円60銭」に、「38円88銭」を「39円60銭」に、「30円24銭」を「30円80銭」に、「50円76銭」を「51円70銭」に、「41円4銭」を「41円80銭」に、「35円64銭」を「36円30銭」に、「76円68銭」を「78円10銭」に、「61円56銭」を「62円70銭」に、「52円92銭」を「53円90銭」に、「102円60銭」を「104円50銭」に、「82円8銭」を「83円60銭」に、「70円20銭」を「71円50銭」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月23日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第18号

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例

北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の3の事項中「890円」を「910円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

北海道公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月23日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第19号

北海道公共下水道条例の一部を改正する条例

北海道公共下水道条例（昭和58年北海道条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1種電柱の項中「378円」を「385円」に改め、同表第2種電柱の項中「583円20銭」を「594円」に改め、同表第3種電柱の項中「788円40銭」を「803円」に改め、同表第1種電話柱の項中「345円60銭」を「352円」に改め、同表第

2種電話柱の項中「540円」を「550円」に改め、同表第3種電話柱の項中「745円20銭」を「759円」に改め、同表その他の柱類の項中「34円56銭」を「35円20銭」に改め、同表共架電線その他上空に設ける線類の項中「3円24銭」を「3円30銭」に改め、同表地下電線その他地下に設ける線類の項中「2円16銭」を「2円20銭」に改め、同表地上に設ける変圧器の項中「334円80銭」を「341円」に改め、同表地下に設ける変圧器の項中「205円20銭」を「209円」に改め、同表変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所の項中「680円40銭」を「693円」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「291円60銭」を「297円」に改め、同表広告塔の項中「1,036円80銭」を「1,056円」に改め、同表その他の工作物の項中「680円40銭」を「693円」に改め、同表埋設管類の項中「14円4銭」を「14円30銭」に、「20円52銭」を「20円90銭」に、「30円24銭」を「30円80銭」に、「41円4銭」を「41円80銭」に、「61円56銭」を「62円70銭」に、「82円8銭」を「83円60銭」に、「140円40銭」を「143円」に、「205円20銭」を「209円」に、「410円40銭」を「418円」に改め、同表通路その他これに類する施設の項中「680円40銭」を「693円」に改め、同表看板の項中「103円68銭」を「105円60銭」に、「1,036円80銭」を「1,056円」に改め、同表標識の項中「540円」を「550円」に改め、同表旗ざおの項中「10円80銭」を「11円」に、「103円68銭」を「105円60銭」に改め、同表工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、かわらその他の工事用材料の項中「103円68銭」を「105円60銭」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

北海道特定調達契約苦情検討委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月23日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第20号

北海道特定調達契約苦情検討委員会条例の一部を改正する条例

北海道特定調達契約苦情検討委員会条例（平成28年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道特定調達契約等苦情検討委員会条例

第1条中「をいう。」を「をいう。）及び道が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）が締結する契約であって同令第1条に規定する国際約束の適用を受けるもの（」に、「同じ。）」を「（特定調達契約等」という。）」に、「北海道特定調達契約苦情検討委員会」を「北海道特定調達契約等苦情検討委員会」に改める。

第2条第1号中「特定調達契約」を「特定調達契約等」に改める。

第7条を第8条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

（委員の身分保障）

第4条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けたとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の北海道特定調達契約等苦情検討委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約から適用する。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北海道特定調達契約苦情検討委員会条例（以下「改正前の条例」という。）第3条第2項の規定により任命された北海道特定調達契約苦情検討委員会の委員である者は、施行日に、改正後の条例第3条第2項の規定により北海道特定調達契約等苦情検討委員会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、委員の任期は、同条

第3項の規定にかかわらず、令和2年3月31日までとする。

- 4 この条例の施行の際現に改正前の条例第4条第2項の規定により互選された北海道特定調達契約苦情検討委員会の委員長である者は、施行日に、改正後の条例第5条第2項の規定により北海道特定調達契約等苦情検討委員会の委員長として互選されたものとみなす。

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月23日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第21号

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例

北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1の14の7の項中「8,600円」を「8,700円」に改め、同表の14の8の項及び14の9の項中「11,000円」を「12,000円」に改め、同表の17の項中「第7条第4項」を「第7条第5項」に改め、同表の31の項のイ中「6,800円」を「6,900円」に改め、同表の32の2の項中「12,300円」を「12,700円」に改め、同表の38の5の項中「9,700円」を「9,800円」に改め、同表の49の項中「38,000円」を「39,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別表第1の17の項の改正規定は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。